

令和3年度 玉野市プレミアム商品券 取扱店募集要項

1 事業概要

<令和3年度 玉野市プレミアム商品券事業>

■発行総額 約3.6億円

■発行冊数 約3万セット

■通用期間 令和3年10月1日(金)～令和4年1月10日(月・祝)

■発行額面 20%プレミアムをのせた12,000円分の商品券を10,000円で販売

■購入期間 令和3年10月1日(金)～令和3年10月6日(水)【予定】

■販売方法 はがき又は電子申請による事前申し込み後、購入引換券にて販売

※応募多数の場合は、抽選を行います。

■申込期間 1次募集：令和3年9月1日(水)～令和3年9月20日(月・祝)

■購入限度 お1人様5冊まで(ただしプレミアムマリンカード【仮称】と合冊)

※プレミアムマリンカード(仮称)…玉野マリンカード協同組合で同時に実施する事業(同時販売事業)

※30%プレミアムをのせた13,000円分のカードを10,000円で販売

商品券の利用対象とならないもの

- (1) 出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料等)
- (2) 国・地方公共団体等への支払い(税金、国民健康保険料、電気・ガス・水道料金、公営ギャンブル等)
- (3) 有価証券、金券、宝くじ、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、その他事業者が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (4) たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- (5) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の支払い
- (6) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場(一維持預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業等、社会通念上不適切と認めるものに要する支払い
- (9) 特定の宗教政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) 商品の交換又は売買
- (11) 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)

※その他、定めのないものについてはプレミアム商品券事務局に確認し、指示に従うこと

2 募集内容

- 参加資格 玉野市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、玉野市内の店舗等に限り本商品券を利用することができることとする。
ただし、次の事業者は除く。
(1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っているもの
(2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
(3) 商品券の利用対象にならないものに記載の取引、商品のみを取り扱うもの
(4) 玉野市暴力団排除条例(平成24年玉野市条例第3号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員等
(5) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員等に該当するものがあるもの
- 参加登録料 なし
- 募集期間 原則令和3年7月1日(木)～令和3年7月26日(月)
令和3年7月26日(月)までに申込された店舗はチラシに掲載されます。
※ただし期限後も随時募集致します。
- 申込方法 玉野市プレミアム商品券取扱店申込書及び同意書をご記入の上、原則、地域商店会代表店(※別表1)にお申込みください。
※中規模・大型店及び商店会に加盟していない地区の店舗は、事務局へ直接お申し込みください。
- 換金方法 お申し込み後「換金方法マニュアル」や販売場所目印ステッカー等をお渡しします。※換金先は(※別表2)をご覧ください
- 換金手数料 なし
- 店舗の責務等 次に掲げる事項を遵守してください。
(1) 利用可能店舗であることが明確になるよう事務局が配布する掲示ステッカー等を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
(2) 利用者が使用される商品券について、偽造でないかの確認をすること。明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局へ報告すること。
(3) 各取扱店において、本商品券を利用対象外とする商品を独自で定める場合は、利用者が認識できるように明示してください。
- 留意事項 ◇取扱店の登録及び脱退は、お電話では受付できません。
◇登録後、途中解除はできません。
◇他の商品券、各取扱店独自の電子マネーキャッシュレス決済等と本商品券の同

時併用が出来ない場合については取扱店の責任においてレジスター等利用者にわかりやすい場所に掲示することとする。

◇本商品券は、釣り銭は支払われません。

(商品券面額以下の利用であってもおつりは渡さないでください。)

◇不足分は現金等で受け取って下さい。

◇盗難・紛失・滅失に対して、玉野市、玉野商工会議所、玉野市商店団体連合会は責を負いません。

■その他

◇取扱店は、8月下旬からチラシで周知するほか玉野市及び玉野商工会議所ホームページ、チラシのQRコードより随時更新により周知します。

◇申込書は、玉野市並びに玉野商工会議所ホームページからダウンロードできます。

◇取扱店舗には、対象店舗周知のためのステッカー等を後日配布します。

■申込・問合せ

玉野市プレミアム商品券事務局（玉野商工会議所内）

住所：玉野市築港1-1-3（産業振興ビル4F）

受付時間：9：00～17：00（土日祝・年末年始は休）

専用ダイヤル：0863-21-2319（0863-33-5010）FAX：31-5558

※専用ダイヤルは8月2日（月）に開通します。

URL：<http://www.tamanocci.jp/>

（※別表1）【地区別申込先】

地区	所属商店会	連絡先（担当者、住所、電話番号）		
田井	田井商工会	にぶのでんき（二部野）	田井 5-46-2	31-6811
築港	築港商店会	コットンショップもめん畑（福原）	築港 1-11-20	21-2825
宇野	宇野商店会	㈱岡萬【藤原米穀店】（岡）	宇野 2-16-11	31-5050
玉	玉商店会	玉商店会駐車場協同組合	玉 2-22-11	31-6456
東児	東児商店会	岡山南商工会東児支所（岡本）	胸上 2636-2	41-1334
ショッピングモールメルカ	メルカ専門店	メルカ事務局（深田）	宇野 1-38-1 2F	33-9500
上記以外の地区 及び中規模・大型店	玉野市商店団体連合会	玉野市プレミアム商品券事務局 （玉野商工会議所内）	築港 1-1-3	21-2319 33-5010

（※別表2）【地区別換金先】

商店会名	事業所名	対象者	住所	TEL	FAX	営業時間	定休日
田井地区	うどん屋(東藤)	大型店舗を除く田井地区の事業所	玉野市田井4-11-9	31-3032	31-6298	11:00~19:00 (鐘がなくなり次第終了)	水曜日
築港地区	コットンショップもめん畑(福原)	大型店舗を除く築港地区の事業所	玉野市築港1-11-20	21-2825	33-3988	9:30~18:00 (※換金時間は月曜日・金曜日 9:30~10:30に限る)	不定休
宇野地区	岡萬(藤原米穀店)(岡)	大型店舗を除く宇野地区の事業所	玉野市宇野2-16-11	31-5050	31-5052	9:00~18:00	土曜日・日曜日・祝日
玉地区	玉商店会駐車場協同組合	大型店舗を除く玉地区の事業所	玉野市玉2-22-11	31-6456		9:00~19:00 (土曜日・日曜日・祝日13:00まで)	年末、年始のみ
東児地区	岡山南商工会東児支所(岡本)	大型店舗を除く番田、西田井地、東田井地、山田、横岡、上山坂、北方、胸上、大藪、後閑地区の事業所	玉野市胸上2636-2	41-1334	41-1384	9:00~17:00	土曜日・日曜日・祝日
メルカ	メルカ事務局(深田)	ショッピングモールメルカ内のテナント	玉野市宇野1-38-1 2F	33-9500		10:00~19:00	
事務局	玉野市プレミアム商品券事務局(商工会議所内)	大型店舗及び上記エリア以外の事業所(荘内、八浜、流川、和田、日比、奥玉、玉原地区)	玉野市築港1-1-3 4F	21-2319 (33-5010)	31-5558	9:00~17:00	土曜日・日曜日・祝日